平成２３年（フ）第１９号
鳥取県米子市富益町58番地37
債務者　渡辺　　昭
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２０号
鳥取県米子市富益町58番地37
債務者　渡辺　順子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４３号
鳥取県米子市旗ヶ崎９丁目８番44号
債務者　野々村　光
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４０２号
広島市西区大芝３丁目14番14―505号
債務者　小岡　友樹
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６１号
広島県三原市大和町萩原1415番地２
債務者　松井みゆき（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３４号
広島県安芸郡府中町桃山１丁目15番12号
債務者　門田　良子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７８号
広島県大竹市元町１丁目３番22号
債務者　小倉　誠次
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
愛媛県西条市大町393番地３、前住所愛媛県西条市大町835番地３
債務者　菅　　順子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６４号
愛媛県西条市大町1604番地　池西ビル２階南
債務者　宇佐美美穂
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６８号
愛媛県四国中央市妻鳥町1482番地３
債務者　石川　英明
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７０号
愛媛県西条市神拝甲72番地10
債務者　長井キヨ子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１９号
宮崎県日南市大字殿所193番地12、旧住所宮崎県児湯郡都農町大字川北4451番地２
債務者　新名　貴子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
宮崎県日南市南郷町中村乙4711番地１
債務者　古澤　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
宮崎県日南市大字酒谷乙4667番地１、前住所宮崎県日南市大字星倉4843番地10
債務者　村田　朱美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3139番地４サンマルクコーポⅡ201号
債務者　道尾　京子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第９８号
宮崎県都城市丸谷町927番地11
債務者　髙山　利秋
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第９９号
宮崎県都城市夏尾町6769―21株式会社はざま牧場本社グローバル牧場第２事務所社員寮、住民票上の住所宮崎県小林市堤2545番地
債務者　有村　喜輝
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部